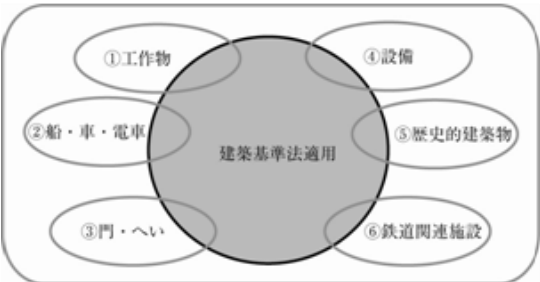
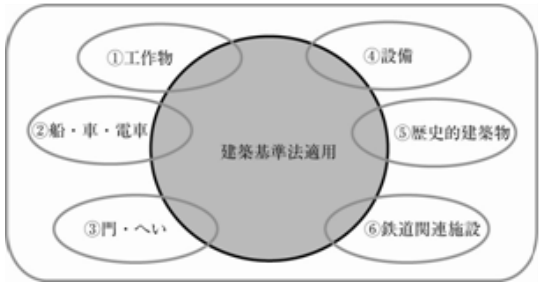

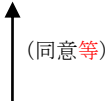


建築法規用教材 2013 正誤表

誤	正
p.2 図 1.2	
 <p>建築基準法が適用されるものの例</p> <p>〈建築物として建築基準法の適用対象となるもの〉</p> <p>①係留等された船等をホテル、住宅等の用途に使用されるもの</p> <p>②建築物に付属するもの</p> <p>③建築物のための電気設備、給排水設備、換気設備等</p> <p>④国宝等、一定の文化財等</p> <p>⑤鉄道保安施設以外のもの</p> <p>〈建築物ではないが建築基準法が準用されるもの〉</p> <p>⑥高さ 2m を超える擁壁など一定の工作物</p>	 <p>建築基準法が適用されるものの例</p> <p>〈建築物ではないが建築基準法が準用されるもの〉</p> <p>①高さ 2m を超える擁壁など一定の工作物</p> <p>〈建築物として建築基準法の適用対象となるもの〉</p> <p>②係留等された船等をホテル、住宅等の用途に使用されるもの</p> <p>③建築物に付属するもの</p> <p>④建築物のための電気設備、給排水設備、換気設備等</p> <p>⑤国宝等、一定の文化財等</p> <p>⑥鉄道保安施設以外のもの</p>
p.14 [例題 1]	
<p>[解] 延焼のおそれのある部分を図示すると、 下図の太線及びハッチ部分のようになる。</p>	<p>[解] 延焼のおそれのある部分を図示すると、 下図の太線及びハッチ部分のようになる。</p> <p>長さ <math>(1+6+1) + 10 = 18 \text{ m}</math> <math>3+6+14+10+4 = 37 \text{ m}</math></p>
p.17 図 5.2	
	
p.24 表 5.7 の最後の行の左の列	
<p>法 86 条の 2 (一敷地区認定・許可建築物以外の建築物)</p>	<p>法 86 条の 2 (一敷地内認定・許可建築物以外の建築物)</p>

p.24 5.7 認定を要する建築物等									
原則として制限されている行為を特定行政庁の裁量により解除する手続きで、条文では「特定行政庁が…と認める場合」などと規定し、建築審査会の同意などは要件としていない(表 5.8 参照)。	原則として制限されている行為を特定行政庁の裁量により解除する手続きで、条文では「特定行政庁が…と認める場合」などと規定し、 <b>法 3 条 1 項 4 号を除き</b> 建築審査会の同意などは要件としていない(表 5.8 参照)。								
p.24 表 5.8 の 1 番目の行の右の列									
(1 項 4 号) 特定行政庁が、原形の再現がやむを得ないと認めるもの。	(1 項 4 号) 特定行政庁が、 <b>建築審査会の同意を得てその</b> 原形の再現がやむを得ないと認めたもの。								
p.84 参考 シックハウス対策に係わる住宅のタイプ別の対応方法の例 ①の図および②の図									
(対策 I) 内層仕上げ	(対策 I) 内 <b>装</b> 仕上げ								
p.88 左の段の上から 20 行目									
・煙突の隠蔽部分は、金属又は石綿製として金属以外の不燃材料で覆うか、(後略)	・煙突の隠蔽部分は、金属 <b>又は金属以外</b> の不燃材料で覆うか、(後略)								
p.105 [例題] [解] の表の右の列									
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">50/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">なし</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><math>8 \times 6/10 = 48/10 (&lt; 50/10)</math></td></tr> </table>	50/10	なし	8/10	$8 \times 6/10 = 48/10 (< 50/10)$	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;"><b>80/10</b></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">なし</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><math>8 \times 6/10 = 48/10 (&lt; <b>80/10</b>)</math></td></tr> </table>	<b>80/10</b>	なし	8/10	$8 \times 6/10 = 48/10 (< 80/10)$
50/10									
なし									
8/10									
$8 \times 6/10 = 48/10 (< 50/10)$									
<b>80/10</b>									
なし									
8/10									
$8 \times 6/10 = 48/10 (< 80/10)$									
p.113 右の段の上から 7 行目									
東側道路境界線	<b>西側</b> 道路境界線								
p.113 右の段の 1 行目から 5 行目									
これを連担建築物設計制度を適用するとすれば、A、B 両敷地は一敷地とみなされる。そのため、B 敷地部分も道路 A に接する敷地とみなされ、建ぺい率、容積率とも A、B 部分を合算して適用される (B 敷地でも 400% の容積率を得る)。	これを連担建築物設計制度を適用するとすれば、A、B 両敷地は一敷地とみなされる。そのため、B 敷地部分も道路 A に接する敷地とみなされ、建ぺい率、容積率とも A、B 部分を合算して適用される (B 敷地でも 400% の容積率を得る)。								
p.125 表 8.1									
指定工作物 (法 88 条, 令 138 号)	指定工作物 (法 88 条, 令 138 <b>条</b> )								

p.125 左の段 上から 9 行目					
大臣登録録	大臣登録				
p.156 左の段 上から 3 行目					
実施の機関	実施の期間				
p.191 年表					
<table border="1"> <tr> <td>6 6 29</td> <td>「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる物定建築物の建築の促進に関する法律」</td> </tr> </table>	6 6 29	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる物定建築物の建築の促進に関する法律」	<table border="1"> <tr> <td>6 6 29</td> <td>「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる<b>特定</b>建築物の建築の促進に関する法律」</td> </tr> </table>	6 6 29	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる <b>特定</b> 建築物の建築の促進に関する法律」
6 6 29	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる物定建築物の建築の促進に関する法律」				
6 6 29	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる <b>特定</b> 建築物の建築の促進に関する法律」				